

富士市公告第 304 号

次の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 7 年 8 月 15 日

富士市長 小長井 義正

1 業務概要

(1) 業務名 第五次富士市情報化計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

本市の情報化推進に関する現状及び課題を整理し、新計画の方向性や取り組むべきテーマ、重点事項等について取りまとめる。

受託者は、令和 8 年 2 月 27 日（金）までに新計画の骨子案を作成すること。

骨子案に対して専門的な視点から分析や補足等を行い、令和 8 年 8 月 31 日（月）までに新計画の素案を作成すること。

その後、記載事項の体裁やデザインを整え、令和 9 年 1 月 20 日（水）までに新計画の最終案を作成すること。

ア 市民アンケート調査

情報化に関する現状及び要望把握のため、市民、市職員等を対象とするアンケート調査の設問作成支援、結果の集計、及び分析を行い新計画に反映する。なお、アンケート調査票の配布、回収に伴う作業は市が行い、アンケート結果データを受託者に提供する。

イ 外部環境調査

- (ア) 国、県等の施策、動向調査・分析
- (イ) I C Tに関する統計・白書等の調査・分析
- (ウ) 先進事例、最新情報化技術動向等の調査・分析
- (エ) 地域特性調査

ウ 現況調査

第四次富士市情報化計画、第六次富士市総合計画、第 4 次富士市行政経営プラン等の収集・分析を行う。

エ 課題の抽出

市民アンケート調査、外部環境調査、及び現況調査等の結果から課題を抽出し、新計画の素案に反映する。

オ 方針、施策の抽出

情報化の方針、施策の抽出を行い、新計画の素案に反映する。

カ 新計画の骨子案の作成

新計画の骨子を作成する。

キ 新計画の素案の作成

新計画の素案と概要版のたたき台を作成する。

ク 進行管理ツールの提案

新計画の進行管理工程において、市の業務負担を軽減するツールを提案する。

なお、進行管理ツールは、情報化事業の進捗状況について、各所属から報告された情報化事業の内容を取りまとめ、一覧表等の作成をするためのツールとする。

同時に各所属から報告された情報化事業の内容を取りまとめた「実施計画」の策定支援も実施する。

ケ 新計画の素案の完成

新計画の素案と概要版案を作成する。

目指す姿などをイメージ図で示したイラスト及び用語解説を作成する。

コ パブリック・コメント対応

市民等への周知のための資料作成、意見への回答等を行う。

パブリック・コメント意見等を新計画に反映する。新計画の最終案を作成する。

サ 新計画の最終案の完成

最終的な意見等を反映し、新計画と概要版を完成する。

シ その他

(ア)打ち合わせ等について

対面で本市にて3回程度を予定（新計画策定業務開始時、新計画素案策定時、他）し、それ以外の協議や調整は可能な限り電話、WEB会議、電子メール等により行い、最低、月1回は進捗確認を行うものとする。

(イ)計画策定に係る工程表作成

業務開始時に、業務計画書及び工程表を提出し、相互に進捗管理を実施する。

(3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、履行期限内に提出を求める成果物の納期限は協議により定める。

(4) 支払限度額 2,940,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

・内訳

令和7年度 1,782,000円

令和8年度 1,158,000円

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく

破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。

- (3) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、令和7年度富士市競争入札参加資格審査登録者又は申請者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

- (6) 過去5年間に地方公共団体の情報化計画策定等に関連した業務について実績があること。

3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和7年8月15日（金）から同月29日（金）まで
- (2) 交付書類

ア 第五次富士市情報化計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領及び付属様式

イ 第五次富士市情報化計画策定支援業務委託仕様書

- (3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

なお、富士市ウェブサイトのURLは、次による。

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/1006050000/p007253.html>

4 参加表明に関する質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に関する質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和7年8月15日（金）午前8時30分から
同月20日（水）午後5時15分まで
- (2) 受付方法 「参加表明に関する質問書（様式1）」に記入の上、電子メールで送付すること。また、質問書を送付した場合は、担当課へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス digital@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-55-2716（直通）
※日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで対応
- (3) 質問回答日 令和7年8月25日（月）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本要領等の追加又は修正として取り扱うものとする。

5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和7年8月18日（月）午前8時30分から
同月29日（金）午後5時15分まで
- (2) 提出先 富士市役所デジタル推進室デジタル戦略課
（富士市消防防災庁舎4階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日及び土曜日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類 第五次富士市情報化計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

6 手続日程

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 令和7年8月15日（金） | 参加募集の公告 |
| (2) 令和7年8月20日（水） | 参加表明に関する質問書提出期限 |
| (3) 令和7年8月25日（月） | 参加表明に関する質問書回答日 |
| (4) 令和7年8月29日（金） | 参加表明書等の提出期限 |
| (5) 令和7年9月2日（火） | 参加資格確認結果通知の発送 |
| (6) 令和7年9月10日（水） | 企画提案書等提出に関する質問書提出期限 |
| (7) 令和7年9月17日（水） | 企画提案書等提出に関する質問書回答日 |
| (8) 令和7年9月24日（水） | 企画提案書等の提出期限 |
| (9) 令和7年9月24日（水） | 参加辞退届の提出期限 |
| (10) 令和7年9月30日（火） | プレゼンテーション及びヒアリング |
| (11) 令和7年10月3日（金） | 審査結果通知書の発送 |
| (12) 令和7年10月中旬 | 契約内容協議 |
| (13) 令和7年10月中旬 | 契約締結 |

y

7 その他（留意事項）

- (1) 参加表明書、見積書及び企画提案書の作成、提出、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (3) 期限までに、参加表明書、見積書及び企画提案書が提出されない場合は、無効とする。
- (4) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (5) 公平を期するため、本公募型プロポーザルの評価者、参加者等についての質問は一切受け付けない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書提出後において、記載された内容の変更を認めない。
また、参加資格確認書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。
- (7) 特定された企画提案書の内容は、原則として履行するものとする。ただし、本市と協議し、変更することが妥当と認められる場合は、変更することができる。
- (8) 本プロポーザルは、最も評価の高い企画提案書の提出者を特定することを目的に行うものであり、実際の契約手続は別に行う。
- (9) 契約手続に当たり、最も評価の高い企画提案書の提出者の特定後に確定する正式な業務仕様書に基づき、再度見積書を提出すること。
なお、再度提出する見積書は、企画提案書とともに提出する。
- (10) 詳細は、上記 3 により交付する第五次富士市情報化計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領に定めるとおりとする。